

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○新たに生じた土地の届出 (市町村振興課)	1
○新たな字区域画定の届出 (")	1
○生活保護法による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (")	1
○生活保護法による指定施術機関の廃止の届出 (")	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (2件) (経営支援課)	1
○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要 (")	2
○道路の区域変更 (4件) (道路課)	3
高知県収用委員会公告	
○収用及び使用の裁決手続の開始の決定 (2件)	3
その他	
○平成19年度行政書士試験の合格者 (法務課)	4
<1・28掲示>	
正誤	
◎正誤 (平17・4・12付け 目次ほか)	5

告 示

高知県告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、土佐清水市長から公有水面の埋立てによって、次のとおり同市の区域内に新たに土地を生じたことについて届出があった。
平成20年1月29日

高知県知事 尾崎 正直

公有水面埋立地の場所	面積
土佐清水市中浜字小森902地先	4,354.9平方メートル

高知県告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土佐清水市長から次のとおり公有水面埋立地の区域を同市の新たな字の区域に定めたことについて届出があった。

平成20年1月29日

高知県知事 尾崎 正直

公有水面埋立地の場所	面積	字の名称
土佐清水市中浜字小森902地先	4,354.9平方メートル	中浜字小森

高知県告示第43号

生活保護法（昭和25年法律144号）第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成20年1月29日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	所在地	指定年月日
菊地産婦人科医	四万十市中村桜町19	平20・1・1院
くれ薬局西店	高岡郡中土佐町久礼6589-1	" " "

高知県告示第44号

生活保護法（昭和25年法律144号）第50条の2の規定により、指定医療機関の廃止について次のとおり届出があった。

平成20年1月29日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
永井病院	吾川郡春野町西分2027-3	平19・12・31
リハビリテー	" " 芳原字北東原1316	" " "
ション病院すこ	-1	" " "
やかな杜		
菊地産婦人科	四万十市中村桜町19	" " "
島本医院	吾川郡春野町西分69-1	" " "
春野診療所	" " 弘岡上136	" " "
うららか丘診療	" " 南ヶ丘7-16	" " "
所		
はるの森澤クリ	" " 東諸木3163	" " "
ニック		
高津小児科医院	" " いの町枝川235-2	" " "
山崎歯科医院	" " 春野町内ノ谷1387-2	" " "
広田歯科医院	" " 芳原3401	" " "
谷歯科医院	" " " 791-1	" " "
四国調剤薬局は	" " " 1316-2	" " "
るの店		

高知県告示第45号

生活保護法（昭和25年法律144号）第55条において準用する

同法第50条の2の規定により、指定施術機関の廃止について次のとおり届出があった。

平成20年1月29日

高知県知事 尾崎 正直

施術者氏名	施術機関の名称	所在地	廃止年月日
山本 俊一	はるの接骨院	吾川郡春野町南ヶ丘3-1-1	平成19年12月31日
国沢 光陽	平成はり灸整骨院	吾川郡春野町平和3393-23	"

高知県告示第46号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成20年1月29日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
株式会社AKI 代表取締役 井上 隆雄
- (2) 届出者の住所
兵庫県神戸市中央区江戸町101番地 三共生興第一スカイビル
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
すまいる あき
安芸市久世町9-20
- (4) 変更した事項
ア 大規模小売店舗の所在地
(変更前) 安芸市久世町1495番地6
(変更後) 安芸市久世町9-20
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名
(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
かもめ薬局	中村 信輔	高知市旭町三丁目57-1

サンシャインネオ	大坪 裕典	安芸市幸町3-3
T S U T A Y A	中村 雄一	高知市南御座95-5
文具館 まるおか	丸岡 秀夫	安芸市本町2-11-15
アバンセ	野尻 美栄	安芸市久世町1495-6

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
かもめ薬局	中村 信輔	高知市旭町三丁目57-1
サンシャインネオ	大坪 裕典	安芸市幸町3-3
T S U T A Y A	森田 優秀	高知市南御座95-5
文具館 まるおか	丸岡 秀夫	安芸市本町2-11-15
シュシュ	土居 登美子	安芸市庄之芝町3-3
a u スタジオ	西内 信之輔	高知市薊野1-2-3
有光薬品	有光 建男	安芸市久世町9-20
ヴィレッジバンガード	菊池 敬一	愛知県愛知郡長久手町大字長湫字上鴨田12-1

(5) 変更年月日

平成19年12月1日

(6) 変更理由

(4)のAについては、住所表示の変更によるもの

(4)のイについては、テナント入替えによるもの

2 届出年月日

平成19年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課
安芸市商工水産課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第47号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成20年1月29日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社A K I 代表取締役 井上 隆雄

(2) 届出者の住所

兵庫県神戸市中央区江戸町101番地 三共生興第一スカイビル

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

すまいる あき

安芸市久世町9-20

(4) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
かもめ薬局	午前10時	午後9時
サンシャインネオ	午前10時	午後8時
T S U T A Y A	午前10時	午前0時
文具館 まるおか	午前10時	午後10時
アバンセ	午前10時	午後10時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
かもめ薬局	午前9時	午後9時

サンシャインネオ	午前9時	午後9時
T S U T A Y A	午前9時	午後11時
文具館 まるおか	午前9時	午後10時
シュシュ	午前9時	午後7時
a u スタジオ	午前9時	午後7時
有光薬品	午前9時	午後7時
ヴィレッジバンガード	午前9時	午後11時

イ 来客が駐車場を利用できる時間帯

(変更前) 午前9時45分から午前0時15分まで

(変更後) 午前8時45分から午後11時15分まで

(5) 変更年月日

平成19年12月20日

(6) 変更理由

地域顧客ニーズへの対応

2 届出年月日

平成19年12月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課
安芸市商工水産課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第48号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成20年1月29日

高知県知事 尾崎 正直

1 法第8条第1項の規定により土佐市から聴取した意見(以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示

平成19年8月高知県告示第517号

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

サニーマート高岡店

土佐市高岡町甲337番地ほか
 3 意見の概要
 特段の意見はありません。

高知県告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成20年1月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成20年1月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西土佐松野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市西土佐津野川字カシツケ395番2から 四万十市西土佐津野川字梁瀬山731番2まで	前	3.2 } 8.4	151
	後	3.2 } 18.2	151

高知県告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成20年1月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成20年1月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大用大方
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡黒潮町加持字小北山ノ前3158番3	前	17.0 } 28.0	43
	後	17.0 }	43

		28.0	
--	--	------	--

高知県告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成20年1月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成20年1月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 住次郎佐賀
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市片魚字モモノキ104番1から 四万十市住次郎字アカマツ1570番1まで	前	3.8 } 6.4	152
	後	4.0 } 22.0	152

高知県告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成20年1月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成20年1月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 住次郎佐賀
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市片魚字ヨセガサコ1550番12から 四万十市片魚字ヨセガサコ6番1まで	前	3.6 } 8.4	166
		6.4	

	後	} 24.0	166
--	---	--------	-----

収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成20年1月29日

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道55号改築工事（高知南国道路・高知市五台山字一祐表汐田地内から南国市伊達野字馬瀬地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
高知市仁井田字藪下地内

地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
	登記簿	現況	登記簿	実測	
3096番2	田	畑	198㎡	366.39㎡	39.33㎡

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

（「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

- 4 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
高知市仁井田字藪下地内

地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
	登記簿	現況	登記簿	実測	
3096番2	田	畑	198㎡	366.39㎡	8.44㎡

使用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

- 5 土地所有者の住所及び氏名
高知市仁井田3102番地 嶋田 和子
- 6 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
東京都中央区日本橋三丁目8番14号
新洋信販株式会社 代表取締役 田尾 明新
根抵当権(平成16年8月30日 第21076号)
- 7 裁決手続の開始を決定した年月日
平成20年1月16日



土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成20年1月29日
高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道55号改築工事(高知南国道路・高知市五台山字一祐表汐田地内から南国市伊達野字馬瀬地内まで)及びこれに伴う市道付替工事
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
高知市仁井田字藪下地内

地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
	登記簿	現況	登記簿	実測	
3761番1	畑	畑	393㎡	406.84㎡	36.11㎡
		墓地		7.03㎡	1.34㎡

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

- 4 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及

び地積等
高知市仁井田字藪下地内

地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
	登記簿	現況	登記簿	実測	
3761番1	畑	畑	393㎡	406.84㎡	2.61㎡
		墓地		7.03㎡	—

使用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

- 5 土地所有者の住所及び氏名
南国市稲生1243番1号地 井上 宗義
- 6 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
なし
- 7 裁決手続の開始を決定した年月日
平成20年1月16日

そ の 他

平成19年11月11日に実施した平成19年度行政書士試験の合格者は、次のとおりである。

平成20年1月28日(揭示済)
財団法人行政書士試験研究センター理事長 木寺 久
受験番号

- 7710007
- 7710010
- 7710027
- 7710040
- 7710045
- 7710048
- 7710062
- 7710074
- 7710076
- 7710090
- 7710112
- 7710158
- 7710234

- 7710290
- 7710297
- 7710340
- 7710363

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平17・4・12	8739	目次	1	中 (2・3)	◎告示(民生委員の定数の定め及び告示の廃止)の一部改正(2件)	◎告示(民生委員定数の定め及び告示の廃止)の一部改正(2件)
		告示	9	中 (7)	民生委員の定数の定め	民生委員定数の定め
				中 (19)	民生委員の定数の定め	民生委員定数の定め
平17・5・10	8746	目次	1	左 (12・13)	◎告示(民生委員の定数の定め及び告示の廃止)の一部改正	◎告示(民生委員定数の定め及び告示の廃止)の一部改正
		告示		中 (39)	民生委員の定数の定め	民生委員定数の定め
平17・6・14	8756付録	目録	2	中 (7・8)	告示(民生委員の定数の定め及び告示の廃止)の一部改正	告示(民生委員定数の定め及び告示の廃止)の一部改正
平17・6・24	8759付録	目録	1	中 (16・17)	告示(民生委員の定数の定め及び告示の廃止)の一部改正	告示(民生委員定数の定め及び告示の廃止)の一部改正
平17・9・20	8783	目次	1	左 (16・17)	◎告示(民生委員の定数の定め及び告示の廃止)の一部改正	◎告示(民生委員定数の定め及び告示の廃止)の一部改正
		告示		右 (7)	民生委員の定数の定め	民生委員定数の定め
平17・10・14	8790付録	目録	1	中 (24・25)	告示(民生委員の定数の定め及び告示の廃止)の一部改正	告示(民生委員定数の定め及び告示の廃止)の一部改正
平18・2・7	8820	目次	1	左 (17・18)	◎告示(民生委員の定数の定め及び告示の廃止)の一部改正	◎告示(民生委員定数の定め及び告示の廃止)の一部改正
		告示		中 (19)	民生委員の定数の定め	民生委員定数の定め
平18・3・10	8829付録	目録	1	中 (27・28)	告示(民生委員の定数の定め及び告示の廃止)の一部改正	告示(民生委員定数の定め及び告示の廃止)の一部改正

平18・4・18	8838	目次	1	左 (18・19)	◎告示(民生委員の定数の定め及び告示の廃止)の一部改正	◎告示(民生委員定数の定め及び告示の廃止)の一部改正
		告示	2	中 (14)	民生委員の定数の定め	民生委員定数の定め
平18・5・9	8843	目次	1	左 (13・14)	◎告示(民生委員の定数の定め及び告示の廃止)の一部改正	◎告示(民生委員定数の定め及び告示の廃止)の一部改正
		告示		中 (6)	民生委員の定数の定め	民生委員定数の定め
平18・5・19	8846付録	目録	2	中 (15・16)	告示(民生委員の定数の定め及び告示の廃止)の一部改正	告示(民生委員定数の定め及び告示の廃止)の一部改正
平18・6・16	8854付録	目録	1	左 (31・32)	告示(民生委員の定数の定め及び告示の廃止)の一部改正	告示(民生委員定数の定め及び告示の廃止)の一部改正
平19・11・6	8992	目次	1	左 (11・12)	◎告示(民生委員の定数の定め及び告示の廃止)の一部改正	◎告示(民生委員定数の定め及び告示の廃止)の一部改正
		告示		左 (30)	民生委員の定数の定め	民生委員定数の定め
平19・12・7	9001付録	目録	1	中 (3・4)	告示(民生委員の定数の定め及び告示の廃止)の一部改正	告示(民生委員定数の定め及び告示の廃止)の一部改正